

防災基本計画等における緊急地震速報の位置づけ

防災基本計画（最終修正 平成17年7月26日）

第2編 震災対策編

第2章 災害応急対策

第一節 1 災害情報の収集・連絡

（1）地震情報等の連絡

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を提供する。

第4章

第一節 災害予防

2 津波予報の迅速な発表と伝達のための備え

気象庁は、迅速な津波予報の実施のため、地震及び津波観測、解析、通信等の体制及び施設、設備の充実を図るとともに、緊急地震速報の提供に向けた体制及び施設、設備の整備に努める。また、国及び地方公共団体は、迅速な津波予報の伝達のため、伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るものとする。

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～七 （略）

八 防災基本計画 中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。

九・十 （略）

（防災基本計画の作成及び公表等）

第34条 中央防災会議は、防災基本計画を作成するとともに、災害及び災害の防止に関する科学的研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行われた災害応急対策の効果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 中央防災会議は、前項の規定により防災基本計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに指定行政機関の長、都道府県知事及び指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

東海地震対策大綱（平成15年5月29日 中央防災会議決定）

第5章 対策の効果的推進

2. 地震防災に関する調査研究の推進と防災対策への活用

（略）

東海地震の特徴を踏まえた調査研究として、津波による建物被害の研究や長周期地震動の高層ビル等への影響についての研究等、今後の東海地震対策をより一層的確に講じるための研究を進める。特に、地震発生直後の即時的情報（ナウキャスト地震情報）の実用化については、関連する機関の連携のもと、積極的に推進する。

東南海・南海地震対策大綱（平成15年12月16日 中央防災会議決定）

第1章 津波防災体制の確立

2. 避難対策の早期実施

（2）即時的地震情報の実用化等による津波警報等の迅速化及び精度向上

国は、地震発生数分後に大きな津波が到達する地区や就寝中に津波が来襲した場合等における迅速な避難に資するため、即時的地震情報（ナウキャスト地震情報）やGPS津波計の実用化を進め、津波警報等発表の迅速化及び精度向上を図る。

第6章 対策の効果的推進

2. 地震防災に関する調査研究の推進と防災対策への反映

地震発生直後の即時的情報（ナウキャスト地震情報）の実用化については、関連する機関の連携のもと、積極的に推進する。

首都直下地震対策大綱（平成17年9月27日 中央防災会議決定）

第2章膨大な被害への対応～地震に強いまちの形成～

第1節計画的かつ早急な予防対策の推進

1. 建築物の耐震化

(4) 耐震化に関わる新たな技術開発等の推進と導入

国は、緊急地震速報の利用等の技術開発や、エレベータ安全停止装置の義務化によるエレベータ内の閉じ込め防止技術の導入を促進する。

2. 火災対策

(1) 出火防止対策

(略)

また、国、地方公共団体、関係事業者は、安全な火気器具の開発・購入促進、通電火災対策及び緊急地震速報の利用等の技術開発の促進など火気器具等の安全対策を促進する。

3. 居住空間内外の安全確保対策

(2) 外部空間における安全確保対策

交通インフラの安全確保

交通インフラにおける地震時の安全性を確保するため、道路管理者及び鉄道事業者は、道路橋・鉄道高架橋の耐震補強、鉄道の脱線対策等を進める。また、国は、交通施設・車両安全対策を強化するため、緊急地震速報の利用等技術開発を進める。

(3) 集積地区の安全確保対策

高層ビル街、地下街、ターミナル駅の安全確保

(略)

また、国は、「地震時管制運転装置」設置の義務化、緊急地震速報を活用した制御技術の検討等エレベータの安全対策を推進する。地方公共団体、関係事業者は、閉じ込め者の早期救出のための体制整備を促進する。国、地方公共団体、関係事業者は、エレベータ停止による不安や混乱を避けるため、早期復旧に向けた技術的課題等を整理し必要な対策を講じるほか、地震時のエレベータ運行について建築物管理者、利用者に広く周知する。

(略)

石油コンビナート地区の安全確保

(略)

このため、国、地方公共団体、関係事業者は、引き続き石油コンビナート等災害防止法に基づく対策を進める。また、石油コンビナートの被災による隣接市街地への影響評価を充実するとともに、臨海部の老朽化した工場地帯の再開発等による地震防災性の高い臨海部の整備、緊急地震速報の利用等の技術開発を推進する。

第3節 地域防災力、企業防災力の向上

3. 企業による社会貢献

(2) 事業活動を通じた社会革新

減災技術開発

安価で効果のある耐震補強技術の開発、免震・制震住宅の開発・販売及び防災ベッドや揺れを感知して電力の供給を停止する電熱器具等の普及などの減災に寄与する商品開発・普及を図るとともに、緊急地震速報の積極的活用を進める。

第3章 対策の効果的推進

2. 地震防災に関する調査研究の推進と成果の防災対策への活用

(略)

特に、大規模震災による被害の軽減を図るため、地震発生直後の緊急地震速報の活用、通電火災防止対策、長周期地震動による超高層ビル・石油コンビナート施設等の長大構造物等への影響、地震時の鉄道脱線メカニズム、衛星通信技術を利用した災害応急対策等について、関係する諸機関相互の連携の下、調査研究及び実証実験を推進する。さらに、これらの知見・成果を地方公共団体等に普及させることにより、防災力の向上、人的・物的被害の軽減を図る。

東海地震、東南海・南海地震の地震防災戦略

(平成17年3月30日 中央防災会議決定)

東海地震の地震防災戦略(別紙1)

人的被害軽減戦略

1. 揺れによって発生する死者数の軽減

<その他定性的目標>

(3) 外部空間における安全確保

項目	目標
(略)	(略)
緊急地震速報の実用化【気象庁】	緊急地震速報を活用した各種防災対策の実施により地震・津波被害を軽減する。
(略)	(略)

2. 津波によって発生する死者数の軽減

(2) 津波情報の的確な伝達

その他の項目

津波予報の迅速化【気象庁】

ナウキャスト地震計を用いて大きな揺れが到達する前に情報提供する緊急地震速報の技術を津波予報に活用する。

東南海・南海地震の地震防災戦略(別紙2)

1. 揺れによって発生する死者数の軽減

<その他定性的目標>

(3) 外部空間における安全確保

項目	目標
(略)	(略)
緊急地震速報の実用化【気象庁】	緊急地震速報を活用した各種防災対策の実施により地震・津波被害を軽減する。
(略)	(略)

2. 津波によって発生する死者数の軽減

(2) 津波情報の的確な伝達

その他の項目

津波予報の迅速化【気象庁】

ナウキャスト地震計を用いて大きな揺れが到達する前に情報提供する緊急地震速報の技術を津波予報に活用する。

地震防災戦略（対策の内容一覧）（別紙3）

2. 津波によって発生する死者数の軽減

項目名		対策の内容
(2) 津波情報の的確な伝達	津波予報の迅速化（気象庁）	<ul style="list-style-type: none"> 緊急地震速報の技術を活用した津波予報発表の迅速化 日本近海の地震に対する津波予報の一層迅速な発表を行うため、ナウキャスト地震計を用いて大きな揺れが到達する前に情報提供する緊急地震速報の技術を津波予報に活用。

<その他定性的目標>

1. 揺れによって発生する死者数の軽減

項目名		対策の内容
(3) 外部空間における安全確保	緊急地震速報の実用化（気象庁）	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道分野における実際の利用を可能とするための環境作りを関係機関と連携し進めこれを実現し有効性を実証するとともに認知度を向上させる。また、他の産業分野にも同様に働きかけを行い、特定された分野における利用の促進する。 不特定多数に対して緊急地震速報が伝達された際に、個々人が適切な防災対応や避難行動が取れるようなガイドラインを関係機関と連携のうえ策定するとともに、シンポジウム等の広報活動を通じ、この情報に対する理解を促進させ、社会的な混乱が生じないような環境を整備するための啓発活動の実施。併せて、関係機関と連携のもと国民一人一人に情報が伝達される手段の確立。